令和５年３月１日施行

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

（1）住宅【一戸建】

	手数料額（円）		
	事前審査　有	事前審査　無	
		性能基準（計算法）	誘導仕様基準
一戸建	５，０００	３７，０００	１９，０００

（2）住宅【共同住宅等の住戸部分】

住宅部分の戸数	手数料額（円）		
	事前審査　有	事前審査　無	
		性能基準（計算法）	誘導仕様基準
1戸	５，０００	３７，０００	１９，０００
2戸以上5戸以下	１０，０００	７４，０００	３５，０００
6戸以上10戸以下	１７，０００	１０４，０００	５１，０００
11戸以上25戸以下	２９，０００	１４６，０００	７３，０００
26戸以上50戸以下	４８，０００	２１０，０００	１１０，０００
51戸以上100戸以下	８６，０００	３０１，０００	１６７，０００
101戸以上200戸以下	１３６，０００	４０８，０００	２３８，０００
201戸以上300戸以下	１７２，０００	５３５，０００	３０８，０００
301戸以上	１８４，０００	６２８，０００	３５０，０００

（3）住宅【共同住宅等の共用部分】

床面積	手数料額（円）	
	事前審査　有	事前審査　無
300㎡以下	１０，０００	１１７，０００
300㎡超えから2,000㎡以下	２９，０００	１９３，０００
2,000㎡超えから5,000㎡以下	８６，０００	３００，０００
5,000㎡超えから10,000㎡以下	１３６，０００	３８５，０００
10,000㎡超えから25,000㎡以下	１７２，０００	４６１，０００
25,000㎡超え	２１５，０００	５３７，０００

（4）非住宅

床面積	手数料額（円）	
	事前審査　有	事前審査　無
300㎡以下	１０，０００	２５９，０００
300㎡超えから2,000㎡以下	２９，０００	４１２，０００
2,000㎡超えから5,000㎡以下	８６，０００	５８５，０００
5,000㎡超えから10,000㎡以下	１３６，０００	７１８，０００
10,000㎡超えから25,000㎡以下	１７２，０００	８４８，０００
25,000㎡超え	２１５，０００	９６６，０００

留意事項

・この表は、東広島市手数料条例を抜粋したものですので、条例本文をご確認ください。
・複合建築物の住宅部分若しくは非住宅部分に係る申請の場合、当該計画に係る部分の床面積・住戸数に応じた手数料額となります。
・複合建築物全体の手数料の申請の場合は、住戸部分の総戸数、共同住宅等の共用部分及び非住宅部分の各々の額を合算した額になります。
・非住宅のうち、工場等にかかる建築物（部分）については、共同住宅等の共用部分と同一の額となります。
・変更に係る認定申請手数料は、表の手数料額の半額となります。